

事前調査結果の記録内容

1 技術的観点から検討を行う事項等

(1) 前回提示した論点

(第2回合同会合における対策の見直しに関する論点案)

石綿の事前調査結果の概要は、揭示の義務が課されているが、解体等の作業を行う労働者が石綿含有建材の場所等の詳細情報を共有し具体的に確認できるよう、現場への事前調査結果の備え付けを求めているかどうか。

行政による店社に対する指導において関係書類として検査できるようにし、解体業者等が適切に石綿ばく露防止対策を講じる動機付けするため、解体等現場ごとに、

- ・石綿含有建材の事前調査の結果の記録
- ・(本論点と関係ないため略)

を行い、これを保存することが必要ではないか。

(2) これまでの委員御意見

- 補修材等をどこまで調査するか等、合理的に実行可能な仕組みとすべき。【7/31WG】
- 図面の残っていない建物もあるため、調査結果として、一律に図面まで求めるのは困難である。【7/31WG】
- 分析のためのサンプリングまで含めて議論が必要。【7/31WG】
- 調査結果の記録は、分かりやすいよう図示によるべき。【12/5 合同会合】

2 論点

事前調査結果の記録について、次のとおり記録項目を明確化し、(1)について現場に備え付けるとともに、(1)及び(2)について一定期間保存することとしてはどうか。

(1) 現地調査等の結果

ア 調査結果（石綿含有建材の使用箇所を特定できる情報）

※補修材等については個々の箇所まで明記するのではなく、そのような建材が使用されているおそれのある箇所を記録することで可。

※分析結果（石綿含有の有無）や有りとなしを含む。

イ 調査方法および調査箇所

※石綿を含有する可能性のある建材について、石綿含有なしと判断した場合は、その判断根拠とそれに対応する同一建材範囲。具体的には、分析によらない場合は、①特定した商品名等（記載または表示の写真など）、および②当該商品等についてメーカーが非含有を証明した書面。）

※分析を行った場合は、試料採取箇所の特定できる情報（写真・図面に記載等）を含む。

ウ 調査を行った者

エ 調査の範囲（改修等の場合に調査範囲と作業範囲との一致状況を特定できる情報など）

オ その他必要な情報（調査年月日、事業場（対象物件）の名称、建築物の種類 等）

(2) 分析の結果（分析結果報告書等）

ア 分析結果（石綿無しの場合の判定基準とした含有率（0.1%以下であること）、対象の石綿の種類（6種類であること）を含む）

イ 分析方法

ウ 分析を行った者

エ その他必要な情報（分析年月日、事業場（対象物件）の名称、分析結果と試料採取箇所の対応状況の分かる情報 等）